

一般社団法人ネイチャースクール NEVER LAND 賛助会員のご案内

設立	令和6年（西暦2024年）1月16日
所在地	〒410-1102 静岡県裾野市深良1617-3 ヘアークラブ ASSEN 内
ホームページ	https://nature-school-neverland.or.jp
Eメール	natureschoolneverland@gmail.com
理事	代表理事 小林範泰 監事 勝又喜久男 理事 小林広美 理事 稲葉令子 理事 鷹觜美紀 理事 築紫典子 理事 岩城尚斗

一般社団法人ネイチャースクール NEVER LAND の目的と活動について

当法人は、子供と子供に関わる全ての人々が、笑顔になれる事業を目的とする。社員・賛助会員・保護者・社会機関と共に、未来を築き上げてくれる子供たちを、オリジナルの感性感覚の遊び（センスゲーム）を通じて育てていくことで、社会に還元する事業を継続していく。

- ・子供と子供に関わる全ての人に対する活動
- ・幼稚園・保育園・学校・教育機関に対しての、感覚統合を目指す感性感覚の遊びセンスゲーム・非認知能力を育むセンスゲームの実践と、指導者・育成者の育成とセンスゲーム・ラボ（研究機関）の活動
- ・幼稚園教諭・保育士・教諭に対する研修事業活動
- ・保護者向け子育て支援を目的とした研修会活動（おうちで出来るセンスゲーム講座）
- ・不登校児・発達障害児・学童保育に向けてのサポート活動
- ・年齢別放課後活動の運営と指導者養成活動
- ・センスゲームに関する書籍と物品販売活動
- ・その他、前条の目的を達成するために必要な活動

賛助会員の募集について

当法人の目的と活動にご賛同いただき支援くださる個人・団体・法人を募集しております。

入会方法や会費については以下のとおりとしております。

【年会費】 個人会員 ¥3,000- 民間団体会員 ¥5,000- 教育機関・法人・企業会員 ¥10,000-

【入会方法】 以下お申込みフォームに記入し、送信してください。

<https://forms.gle/gVC7d6cm1Tje5AnQ9>

お申込み後、ご請求書をお送り致します。以下に年会費をお振込みください。

【お振込先】 沼津信用金庫 裾野中央支店（支店コード）普通 1154939

一般社団法人ネイチャースクール NEVER LAND (イッパンシャダンホウジンネイチャースクールネバーランド)

賛助会員に対する特典

基本的に、賛助会員の皆様とともにコミュニティを形成し、コミュニティの中で感性感覚の遊びセンスゲーム各種文化の育成や普及を目的に活動していきたいと考えております。ぜひ下記の他にもご一緒出来る事があれば、ご相談ください。

トレーナー養成講座	センスゲームのトレーナーを目指す養成講座です。 1・2・3ステージの段階取得ができます。 在住の地域での活動を目指しましょう。 ※(各ステージごと料金がかかります) 3ステージ終了者で、起業をお考えの方々へのサポートもお受けいたします。 ※(起業のサポートには、料金がかかります) 27年の活動で得た情報と論理は、本法人の知的財産と考えています 詳細は、ホームページ又はお問い合わせください。
センスゲーム・ラボ	トレーナー養成講座の3ステージ終了後 過去の子供たちがセンスゲームを通じて伝えてくれた、感覚の使い方や発言からの行動理由を検証し、未来に繋げるセンスゲームの根拠と論理を研究する事を目指す研究会に参加希望者は、参加可能です。 感性感覚の遊びセンスゲーム・非認知能力 UP センスゲームを時代変化に対応できるようにビルドアップさせていきます。 ※(センスゲーム・ラボ参加には、参加費がかかります) 27年の活動で得た情報と論理は、本法人の知的財産と考えています。 詳細は、ホームページ又はお問い合わせください。
賛助会員限定親睦会を開催	年に2回の賛助会員しか参加出来ない親睦会を開催します。 賛助会員同士の親睦を深めましょう！ 別途参加費が必要
一般社団法人ネイチャースクール NEVER LAND の活動報告	季節ごと、活動報告をメールにてご報告いたします。
一般社団法人ネイチャースクール NEVER LAND ロゴ入り トートバッグ	賛助会員全員に、差し上げます 個人会員 1枚/民間団体 2枚/ 教育機関・法人・企業会員 3枚

賛助会員に関するお問い合わせ先

会員情報に関するお問い合わせ(変更・退会)については、

お手数ですが当法人ホームページのお問い合わせフォームからご連絡いただくか、事務局までご連絡ください。

【一般社団法人ネイチャースクール NEVER LAND ホームページ】

<https://nature-school-neverland.or.jp>



賛助会員規約

第1条（目的）

この規約は、一般社団法人ネイチャースクール NEVER LAND（以下「本法人」）定款第5条の規定により設置する会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条（資格）

本法人の主旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とする。

第3条（加入）

賛助会員は、本法人代表理事の承諾を得て、加入するものとする。

第4条（会費）

- （1）教育機関・法人・企業会員：1口 ¥10,000/年会費とし、1口以上を負担する。
- （2）民間団体会員：1口 ¥5,000/年会費とし、1口以上を負担する。
- （3）個人会員：1口 ¥3,000/年会費とし、1口以上を負担する。

第5条（退会）

賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本法人に届け出て脱退するものとする。

第6条（除名）

本法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- （1）本法人の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- （2）会費の納入を怠った賛助会員
- （3）故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- （4）犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

第7条（その他）

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則

1. この規約は、令和6年1月16日より施行する。